平成21年度 決算報告

平成21年度の一般会計と特別会計の決算が、9月定例議会で認定されました。一般会計の決算は歳入総額89億3,061万円（前年度比20.6％増）、歳出総額84億9,414万円（前年度比21.3％増）でした。一般会計、特別会計の詳しい金額はグラフと表のとおりです。

歳入　一般会計　89億3,061万円

平成21年度の一般会計の歳入額は、前年度と比べて20・6％増加となりました。歳入は、繰入金（前年度比632・7％増）や国県支出金（前年度比104・2％増）、地方交付税（前年度比35・1％増）が増加し、その一方、町税（前年度比8・3％減）などが減少しました。

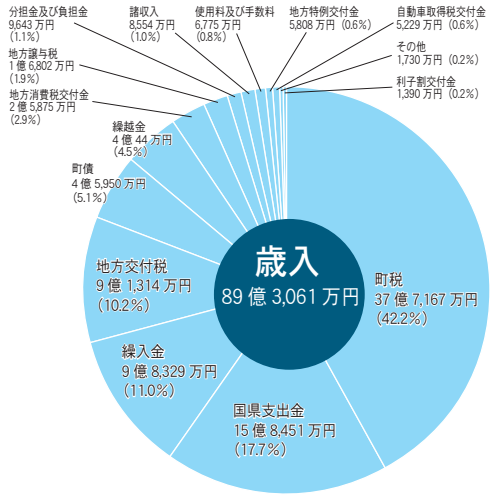

歳入対前年度比較（単位：万円）

内訳	21年度	20年度	対前年比
町税	377,167	411,158	－ 8.3
国県支出金	158,451	77,606	＋ 104.2
繰入金	98,329	13,421	＋ 632.7
地方交付税	91,314	67,601	＋ 35.1
町債	45,950	34,472	＋ 33.3
繰越金	40,044	52,448	－ 23.7
地方消費税交付金	25,875	24,781	＋ 4.4
地方譲与税	16,802	17,894	－ 6.1
分担金及び負担金	9,643	9,508	＋ 1.4
諸収入	8,554	7,345	＋ 16.5
使用料及び手数料	6,775	6,975	－ 2.9
地方特例交付金	5,808	5,306	＋ 9.5
自動車取得税交付金	5,229	8,165	－ 36.0
その他	1,730	2,045	－ 15.4
利子割交付金	1,390	1,725	－ 19.4
計	893,061	740,450	＋ 20.6

特別会計

	歳入総額	歳出総額	差引額
国民健康保険	31億1,180万円	27億8,470万円	3億2,710万円
老人保健	3,865万円	2,962万円	903万円
後期高齢者医療	1億7,974万円	1億7,751万円	223万円
介護保険	14億2,482万円	14億　587万円	1,895万円
下水道事業	3億9,609万円	3億7,493万円	2,116万円
学校給食事業	6億4,520万円	2億4,985万円	3億9,535万円
水道事業	5億　135万円	4億6,961万円	3,174万円

歳出　一般会計　84億9,414万円

一般会計歳出額は、前年度と比べて21・3％増加となりました。歳出のうち、施設や道路などを整備するためのお金（投資的経費）の割合は10・2％でした。主な事業としては、中野小学校耐震改修・大規模改修工事、町道幹線6号線整備事業などを手がけました。また、道路整備、用悪水路整備、公園整備、土地区画整理などの生活環境整備を図りました。

経常的な事業については、広範囲にわたる事務事業を推進し、環境保全・住民福祉の向上に努めました。限りある予算の中で、時代の変化に対応し、多様化する町民ニーズに応えるための行政執行に努めました。

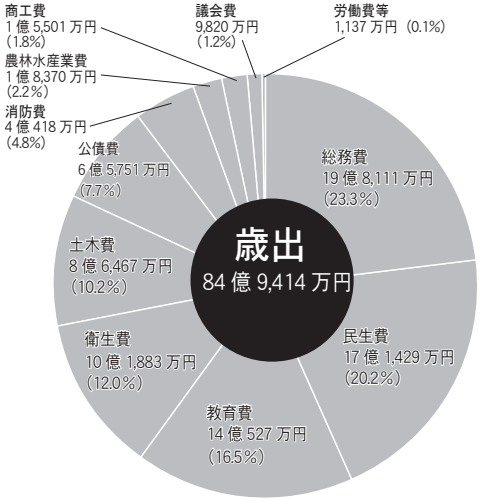

歳出対前年度比較（単位：万円）

内訳	21年度	20年度	対前年比
総務費	198,111	113,072	＋ 75.2
民生費	171,429	165,083	＋ 3.8
教育費	140,527	95,240	＋ 47.6
衛生費	101,883	104,162	－ 2.2
土木費	86,467	59,671	＋ 44.9
公債費	65,751	71,782	－ 8.4
消防費	40,418	40,192	＋ 0.6
農林水産業費	18,370	23,630	－ 22.3
商工費	15,501	16,633	－ 6.8
議会費	9,820	10,139	－ 3.1
労働費等	1,137	801	＋ 41.9
計	849,414	700,405	＋ 21.3

◇健全化判断比率・資金不足比率のお知らせ◇

邑楽町の平成21年度決算に基づく財政の健全化判断比率および公営企業の資金不足比率をお知らせします。これは、地方自治体の財政状況について、国が5つの指標とその計算の仕方を定めたもの。それぞれの地方自治体が数値を計算し、その結果を住民の皆さんに公表することによって、早い段階から自主的に改善の取り組みを行うよう促す制度です。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行によって、平成20年度から計算結果の公表が義務付けられました。それぞれの数値が早期健全化基準を超えると財政健全化計画の策定などによる自主的な改善努力が義務付けられ、財政再生基準を超えると国などの関与による財政の再生が義務付けられます。

邑楽町の各種指標についての計算結果は次の表のとおりで、9月定例議会に報告されました。それぞれの数値は、算定されないか非常に低い数値であり、邑楽町の財政が健全に運営されていることが数字で確認されました。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
邑楽町の数値	算定されず	算定されず	6.3%	6.5%
早期健全化基準	14.71%	19.71%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.0%	なし

※公営企業（水道事業会計・下水道事業特別会計）の資金不足比率は、算定されませんでした。

【参考】公営企業経営健全化基準：20%

■用語解説

実質赤字比率
実質的な赤字額が町の標準財政規模（その年度の市町村などに入ると推測される一般財源を全国統一のルールにより計算した額）の中でどれくらいの割合を占めているかを表す数字。邑楽町の場合、実質赤字比率が9.4%を超えると、翌年度の地方債の発行に当たって知事との協議・許可が必要となる。黒字の場合は算定されない。

連結実質赤字比率
一般会計だけでなく、国民健康保険などの特別会計、水道事業会計などの公営事業会計も加えた赤字比率。黒字の場合は算定されない。

実質公債費比率
町が支払っている借入金（地方債）の元利償還金（公債費）が標準財政規模と比べてどれくらいあるかを表す数字。一般会計だけでなく、特別会計や消防組合、医療事務組合などの一部事務組合の借入金のうち邑楽町が負担すべき金額も含む。18%を超えると、翌年度の地方債の発行に当たって知事との協議・許可が必要となる。

将来負担比率
町が将来負担すべき出費の見込み額が標準財政規模と比べてどれくらいあるかを見るための指標。町の借入金だけでなく、公営企業に係る借入金、一部事務組合などに係る負担見込額、職員の退職手当負担見込額、土地開発公社などに係る負債等負担見込額などを含む。

資金不足比率
公営企業の赤字が事業規模と比べてどれくらいあるかを示す指標。黒字の場合は算定されない。